

受入に関する基本的条件

【施設名】工場		（処理ごみ）可燃物	
処 理 概 要	基 本 的 受 入 条 件	搬 入 条 件	
<p>（東部工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式破碎機を併設しない。</p> <p>（西部工場，臨海工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式破碎機を併設する。</p> <p style="text-align: center;">※臨海工場＝搬入台数 限定工場</p>	<p>可燃物。 ただし，緑のリサイクルセンターで受入可能な物は除く。</p> <p>廃棄物の長辺寸法は次のとおりとする。 （せん断式破碎機を併設しない工場） 東部工場：1 m以内</p> <p>（せん断式破碎機を併設する工場） 西部工場：2 m以内 臨海工場：2 m以内</p> <p>また，焼却能力によるカロリー制限の為，紙より高カロリーの廃棄物（樹脂類）については，1日の最大搬入量は0.3 tonとする。</p>	<p>① 結束されている廃棄物やダンボール箱に詰めて梱包された廃棄物は，開梱して搬入すること。</p> <p>② 1事業所（者）の1日当たりのごみの総搬入量は，種類の異なるごみを搬入する場合，1日に複数回搬入する場合及び複数の工場へ搬入する場合を含め，8 ton以下とする。</p> <p>③ 1回当たりの最大搬入量は4 tonを限度とする。</p>	
【施設名】資源化センター		（処理ごみ）不燃物 ※金属を有する不燃物	
処 理 概 要	基 本 的 受 入 条 件	搬 入 条 件	
<p>回転式破碎機で破碎，振動篩又は回転篩で選別する。</p>	<p>金属製の物又は破碎・選別をしないと分離困難な可燃不燃混合物。 ただし，破碎機の破碎能力から，厚さ3.2mm以上の鉄板，直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ，鋳物，スプリングを含まない物で，ワイヤー，コード，電線等回転体に巻き付かない物及び鉄筋等鋭利なものでコンベアーベルトを損傷する恐れのないものとする。 また，破碎機の投入口の寸法から，廃棄物の長辺寸法は2 m以内とする。</p>	<p>① 1事業所（者）の1日当たりのごみの総搬入量は，種類の異なるごみを搬入する場合，1日に複数回搬入する場合及び複数の資源化センターへ搬入する場合を含め，2 ton以下とする。</p> <p>② 廃鋼材については，再資源回収業者又は産業廃棄物処理業者での処理を原則とする。</p>	
【施設名】緑のリサイクルセンター		（処理ごみ）生木・剪定樹木	
処 理 概 要	基 本 的 受 入 条 件	搬 入 条 件	
<p>2軸スクリュウせん断式と回転衝撃せん断式破碎機の2段破碎でチップ化したものを土壤改良材の原料とする。</p>	<p>直径15 cm以下の生木，剪定樹木。 ただし，堆肥化速度を揃える必要があるため，腐った物や枯れた物を除く。 また，毒性がある樹木（キョウチクトウ・アセビ等）についても除く。 長さは2 m以内とする。</p>	<p>① 1事業所（者）1日当たりのごみの総搬入量は，1日に複数回搬入する場合を含め，2 ton以下とする。</p> <p>② パッカー車での混載搬入は禁止する。</p>	

【施設名】埋立場

(処理ごみ) 不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>管理型埋立場。 浸出汚水については、生物的物理化学的汚水処理を行う。</p>	<p>中間処理施設で減量・減容・資源化の対象とならないごみ及び中間処理施設で処理不可能なごみの内「別表第3 廃棄物の種類別受入に関する事項」で指定した廃棄物。埋立の工法並びに遮水シート保護のため、廃棄物の長辺寸法は2m以内とする。 コード・電線等の長物は、キャタピラへの巻き付きを防止するため、長さ2m以内とする。 また、堅固な廃棄物（ポンプ・モーター・コンプレッサー等）は、コンパクターの底の乗り上げを防ぐため、長辺寸法50cm以内とする。</p>	<p>①1事業所（者）の1日当たりのごみの総搬入量は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に複数回搬入する場合及び複数の埋立場へ搬入する場合を含め、10ton以下とする。 ②梱包に使った可燃物は、工場へ搬入する。</p>

※ただし、本市許可業者については、「別表第1」及び「別表第3」中の受入量に関する項目については適用しない。

搬入注意事項

搬入受付時間	東部工場 西部工場	午前8時30分から 午後4時まで
休場日	臨海工場 全工場	午前9時30分から 午後3時30分まで 日曜日及び1月1日から 1月3日まで プラント点検のための運転停止期間
搬入車両注意事項	<p>1. トラック等で覆いの無い車両は、ごみ等が飛散及び落下しないようにシートをかけること。 2. 2t以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。 3. 西部工場に10t車で搬入する場合は、ごみの長さは1m以下までとする。それ以外は不可。 ※ただし、車両が10mを超える場合は搬入不可。 4. フレコンバックに搬入物を入れて搬入する場合は、必ず開封するか、フレコンバックを破袋して投入すること。</p>	